

日本資本主義確立期の国家権力の問題をめぐって
(安保体制の新段階とわれわれの歴史学(大会特集)) :
(<近代史部会>日本帝国主義と東アジア)

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2017-10-02 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.24517/00000351

This work is licensed under a Creative Commons Attribution-NonCommercial-ShareAlike 3.0 International License.



日本帝国主義と東アジア

日本資本主義確立期の国家権力の問題をめぐって
地主制の成立
義和団運動について

橋本哲哉
安良城盛昭
倉橋正直

日本資本主義確立期の国家権力の 問題をめぐって

橋本哲哉

(1)

60年代の歴研の近代史部会の活動は、大会報告を中心にみると次の三つに大きく区分けすることができる。第一は61年度大会の芝原報告と安保直後の吉岡提言をきっかけに世界資本主義の規定性をどのようにとらえなおすかという課題が設定され、一つは65年度大会にいたる産業革命、産業資本期の問題が展開された。また一方、65年度総会において遠山報告「世界史における東アジア」に代表される東アジアおよび地域史をめぐる検討がなされた。第2は66年度の天皇制国家の成立過程を中心とした原口・後藤報告、昨年度の永井・由井・今井報告にみられる国家権力の問題がとりあげられた。第3は67年度の「9・5民衆暴動」、68年度の色川報告にみられる人民闘争、および民衆意識の問題を中心におこなわれたものである。

このような区分けが一つできると思うが、こうした諸報告はその時点ではそれなりの問題提起としてうけとられたが、今年度大会報告をもつにあたってそれらを整理しなおしてみると、問題提起がそのままにとどまって、部会として継承・発展させられていないことを痛感する。これは大会の運営の仕方、問題提起をその後の活動にもちこめないこと、批判点を会誌に積極的にとりあげ、論争として発展させなかったこと等、主として委員の役割の問題もあるが、一方、近代史研究者の分散化、部会活動の停滞も重要な要素であったといえよう。今年度はそうした研究状況を突破する大胆な大会をめざしたいと考えている。

(2)

こうした歴研を中心とした60年代の近代史研究の状況を、中村政則氏は「日本史研究」100号の論文『「日本近代化論」批判をめぐる問題点』で批判的に総括され、以

下みるごとく展開されている。

まず、60年代の日本近代史研究が「予想していた以上のスピードで研究の個別細分化傾向」を追っており、さらに「帝国主義的歴史観との対決の必要性が増大しつつあったそのとき」（以上12頁）にその傾向が進化したとしている。その例として、65年度大会までの産業資本期のとりあげ方等が検討されている。しかし一方、60年代後半以後において三つの視点、帝国主義研究と人民闘争史と近代天皇制研究の意欲的な模索がはじまりつつあるとしている。

この中村氏の整理は、最初へのべた近代史部会の整理と視点が若干ことなるが、いずれにせよ、こうした整理の背景には「明治百年祭」反対運動などの実践的課題を契機として、歴史研究者の中に帝国主義的歴史観に対決するために、なによりも人民闘争史の観点にたつ歴史改の再構築の必要性の認識があることはいうまでもない。しかし、人民闘争史の研究はそれだけが独立した課題ではなく、その意味では三つの視点が並列的にあるのではなく、その相互を連関させていかにとらえるかが重要となってくる。

さらに中村氏は、「日本史研究」の論文でその点を展覧させるべく、特に近代天皇制研究についてとりだして言及している。まず、60年代の近代天皇制研究の特徴について原口・下山両氏の方法にふれつつ、明治23年で絶対主義の性質転換、「修正説」が提唱されたことを指摘している。両氏を代表とした諸論は基本的には講座派の国家論を克服しようという意欲的な姿勢として評価しているが、独自の次のような見解をつけ加えている。

中村氏は「各国資本主義の特殊構成の確立と国家権力の階級的性格の変化という照応関係を重視する」という前提のもとで、「わが国の場合には産業資本の確立期＝帝国主義の時代における国家権力の階級的性格の変化の究明は決定的重要性をおび」（以上25頁）としている。その意味で明治30年代における近代天皇制の権力の把握について新しい提起がなされているわけである。さらに「抽象的にいえば、国家一経済一法の関係を統一的にとらえていく方向で近代天皇制をくみわたる」（26頁）と

いうことから、具体的には日清日露両戦における「戦後経営」期の財政・金融・農業政策を中心とする経済政策史の研究の重要性がとかれていた。

こうした中村氏の意図は別の論文「日本地主制史研究序説—戦前日本資本主義と寄生地主制との関連をめぐって—」（橋本大学「経済学研究」12）で、実証分析との関連で次のように指摘されている。「資本主義と地主制」は「本来、この両者はそれぞれ異なった基盤に存立の根拠をおく異質なウクラードであり……この矛盾対立的な異ウクラードが結合するとするならば、かかる事態はたんなる経済的な契機からだけでは説明できるものではない。「日本資本主義における国家権力の問題、この強力な存在こそが資本主義と地主制を結合せしめる不可欠の媒介項」（以上238頁）である。その場合、「決定的な重要性をもっているのは日清『戦後経営』である。この『戦後経営』の一環として、明治29年頃から明治30年代の前半にかけて打ちだされてくるさまざまな諸政策、たとえば官銀行法、農工銀行法、地租増徴、所得税法改正あるいは地主的農政の展開など……この時期の財政・金融政策・農業政策の展開こそ……重要な政治的契機にはなかなかった」（以上279・80頁）としている。

以上のべた中村氏の視角の背景には、従来の経済史的な批評、特に日本資本主義確立期の構造をどのように考えるかといった中心的な課題に対して、あまりに経済主義的にとらえられすぎていることへの反省がこめられている。その意味で、「戦後経営」が日本資本主義の確立を推進する政治的契機となっていることを重視しつつ、経済史の側からそれに取組むことによって、政治史との結合、さらには近代天皇制研究への経済史からの接近をはかるとする大きな意欲を感じとることができる。

これはいい方をかえると、講座派が共通にかかえていた問題、それを服部氏の表現をかりると「経済過程の『分析』の帰結を政治的過程で検証することの不充分、およびこの不十分に基く経済過程の分析の固定性と図式化」（『服部之総著作集』第7巻83頁）を発展的にのりこめる作業として評価されるべきである。

以上の視点にたつて、中村氏は今年度の近代史部会において、日清戦後の「戦後経営」の具体的分析を数度にわたって報告された。その内容と部会での討議も含めて、重要な部分を近代史委員の責任としてまとめるが、今年度大会の近代史部会報告の中間報告として検討していただきたい。

中村氏の報告は「日本資本主義確立期の国家権力」（大会報告仮題）と題されたが、その概要は(1)、日清「戦後経営」の基本構造、(2)経済諸政策をめぐる諸勢力

の対応、(3)階級対立の構造、(4)国家権力の問題となっている。なかでもその中心となる(1)と(2)についてまとめることにしたい。

(3)

日本資本主義確立期における国家権力の問題を考える前提として次のようなことを考えている。

従来は資本主義・地主制・近代天皇制について、それぞれ明治20年代確立説と30年代確立説がばらばらのかたちで提唱され、また、各説が交錯して主張されるといった研究段階であったといえよう。この点をどう整理しなおすかが問題となる。その場合、日本資本主義確立期に地主制が資本主義の一環にくみこまれるというかたちで確立すると同時に、地主・ブルジョアジーに基礎をおく官僚主導の国家権力が成立するという意味で、この三者の確立を統一的に把握する立場にたちたい。この点について「日本史研究」の論文でも整理されているが、特に官僚・地主・ブルジョアジーの国家権力内部における関係が重視される。その場合に一つは官僚の役割、簡単にいえば、官僚が地主・ブルジョアジーを政治的にリードする役割をはたす近代日本の特殊性を考える必要がある。もう一つはそれと関連するが、明治30年代に地主制が確立し、資本主義の確立とあいまって権力の内部にブロック・インするという見解がとられている。さらに、官僚・地主・ブルジョアジーの三者の支配層内部における位置確定を考える場合に、農業問題がその焦点となる。それは戦前資本主義の底流に農業問題の処理が政治支配の安定性の確保の必須条件としてよこたわっていたからである。以上を念頭としつつ、(1)について考えることにする。

日清戦後の「戦後経営」を考える際にまず『明治財政史』第1巻の「明治33年松方大蔵大臣ノ提出セル戦後財政始末報告」の検討をしてみる。それは日清「戦後経営」のために諸施設が増加し、財政規模が拡大し、そのため「一方ニ於テ租税ヲ増徴シ公債ヲ募集シ以テ戦後予算ノ整理ヲ図ルト共ニ一方ニ於テ貨幣制度ヲ改正シ金融機関ヲ増設スル等産業ノ発達ニ資スルコトヲ努メ」（50頁）たとし、具体的にその状況を報告している。

「戦後経営」の基本構造を考えると、①軍備拡張②殖産興業政策、③教育、④朝鮮・台湾などの植民地経営の4点が重要であろう。「戦後経営」の時期区分と関連させて考えると、その第1期である明治29年から33年においては①～③の点、特に②がその中心的課題となる。第2期は34年から37年の日露戦直前までであるが、ここでは①と④、特に④の問題が重要となる。

「については、この時期全体の陸海軍の軍拡について、②についてはまず、30年代に確立したと考えている地主的農政について検討する。またこの時期にできあがる日本の特殊な銀行体系、日銀、興銀、勸銀農工銀、正金、一般銀行、植民地銀行といったものについて、また在来産業であり外貨獲得とも関連する製糸、織物、茶等について検討する。③については官僚育成の機関としての帝大、特に東大の意義および各種の実業教育が対象とされ、教育が資本主義の発展にくみこまれていく問題をとりあげる。④は京仁・京釜鉄道をめぐって官僚・地主・ブルジョアジーの対応を分析する。

(4)

(2)の経済諸政策をめぐる諸勢力の対応では、(1)との関連で、一つは官僚・地主・ブルジョアジーが「戦後経営」における経済政策にどのような態度をとったかを分析する。また同時にその経済政策に対する農民・都市小ブルなどの対応を新聞の投書欄などをつうじて検討することがその作業として考えられている。

この時期の経済政策を考えると、強兵を基礎として富国があるという認識のもとに展開している。特に、殖産興業は、在来産業を輸出産業として育成→輸出振興→外貨獲得→兵器輸入、軍拡というコースとして考えられている。こうした殖産興業の内容を検討するてがかりとして、金子堅太郎「戦後経営ニ付農工商等実業ニ関スル演説草按」(『秘書類纂』)がある。ここで金子は「戦後経営」について4つの内容をのべている。第1は産業組合が勸銀・農工銀行の貸付主体としてその設置が考えられた。第2は農業技術の改良・発達、第3は製糸の原料の基礎を強固にする蚕種検査についてのべられている。第4は職工の保護・取締についてである。これらが具体化される中で殖産興業の展開が考えられていた。

経済諸政策のなかでまず勸銀・農工銀行法について検討する。これは明治29年に成立している。松方はこの法を10年代から構想しており、不動産抵当で低利で殖産興業のための資金貸付を目的として設立された。

この法について従来は地主的農政の枠の中で理解されてきたが、全体としての「戦後経営」の一環として位置づけなければならない。ブルジョアジーは全体としてはこの法に対して反対、または消極的賛成の立場をとった。例えば反地主的立場をとったといわれる「東京経済雑誌」では、明治29年2月15日号ではじめてこれをとりあげ、当初はその必要性を主張するが、法案の内容がはっきりしてくると、特に田口卯吉を中心に反対の立場を明確にした。その理由をみると、①この法は全体として

地主の土地兼併をおしすすめるものであること、(3)の条2、3項(国債と地方債を担保に資金が借りられるという規定)は一般小営業銀行への圧迫であることなどであった。また商工ブルジョアジーを代表しているといわれる「東洋経済新報」は必ずしも反対の立場を明確でなかったが、同じように一般銀行を圧迫することには強く反対した。地主はその成立を期待したが、土地整理、土地整理の規定についての条項の付加を主張した。この法案は結局貴族院で二点の修正をへて成立する。その成立のプロセスで官僚・地主・ブルジョアジーの三者の意向がまとまっていく契機に對外的な問題が大きな役割をはたしていたことが重要である。当時の蔵相の「田畑改良」や添田寿一をはじめとした官僚層はこの法で「戦後経営」をやりとげる上で地方事業の改良発展のために大きな役割をもつことをと、さらに「万邦対峙」の中ではそれが必然的であると主張している。このように官僚が地主・ブルジョアジーの調整的役割を對外的につうじてはたしていた点に着目しなければならない。

次に地租増徴法は第三次伊藤内閣の時に提出され、多くの地租論争、議会での論議をへて明治32年、議院協により田畑地租100分の3.3、宅地租100分の5.5増徴という条件で成立したものである。これにたいして従来は前島省三氏に代表されるように地主のブルジョアジーに対する勝利としてとらえられてきた。そうしたブルジョアジーと地主のどちらが政治的優位に立ったか否かの論議ではなくて、官僚主導の国家権力がいかなるプロセス、契機をとおして成立するかというところに問題をたてるべきである。その場合、地主における増徴反対意見、地主層の分裂の状況を検討しなければならない。地主の反対意見は、①官僚のズサンな増徴増税を増税で糊塗することへの反対、②増税はやむを得ないが、地租以外から調達すべきである。③地主の地価の負担が一層増加する。④農村内部の階級対立の激化をたらす、⑤時期尚早、といったものであった。こうした中から地主層は地価修正派(大阪、兵庫、三重、岐阜、愛知、広島、徳島、鳥取など)と非増徴派(東北地方)にわかれる。この分裂は西南と東北の地価の高低を反映した地主層の二分化といえよう。この見解の相異は直接的には地価修正派の意見の勝利によって可決される。以上のことから明治20年代では地主はまだ地域の利害の自調の上にとって一本化していないことがあきらかで、明治31、2年の地価修正をとおして地主が小作人・ブルジョアジーにたいして独自の階級として自己を構成するにいたったのである。そうした過程をへて地主は支配層のなかにくみこまれ、30年代後半の米穀関税法によってそ

固たるものになると考える。
勸業・農工銀行法、地租増徴法の二つをみたが、これ
をめぐって権力の安定化がはかられたことがわかり、30
年代において地主層が支配層内部にブロック・インした
と結論づけることができよう。

(5)

3). (4)については(1)、(2)をふまえて展望として準備中
である。「日本資本主義確立期における国家権力」とい
う大きな問題にとりくむため、論争されるべき課題が多
い。例えば、昨年度大会にみられたように明治20年代と
30年代の地主制のとらえ方をめぐっての安良城氏と中村
氏の論争、近代天皇制、絶対主義、日本資本主義確立期
をめぐる論議等である。またこの報告に関連して明治30
年代の官位の位置づけの分析が不可欠であり、討論のな
かで、補正意見がのべられる予定であるが特に官僚の対
外認識、東アジアの諸民族との対抗をどのように把握し
ていたかが重要なポイントの一つになるであろう。それ
らが、「国家論」をめぐって位置づけられるような大会
での十分な論議がぜひ展開されるよう期待したい。

中村報告、およびそれと関連する近代史部会の討議を
充分理解することなく、しかも少ない紙数でまとめたた
め、内容を正確に伝えていないかもしれないが、大会準
備の素材となれば幸いである。なお、参考文献は文中に
あげてあるが、中村氏の「日本地主制史研究序説」は入
手困難な力作であるので、何らかのかたちで複写して資
料として大会に用意する予定である。

(はしもと・てつや)